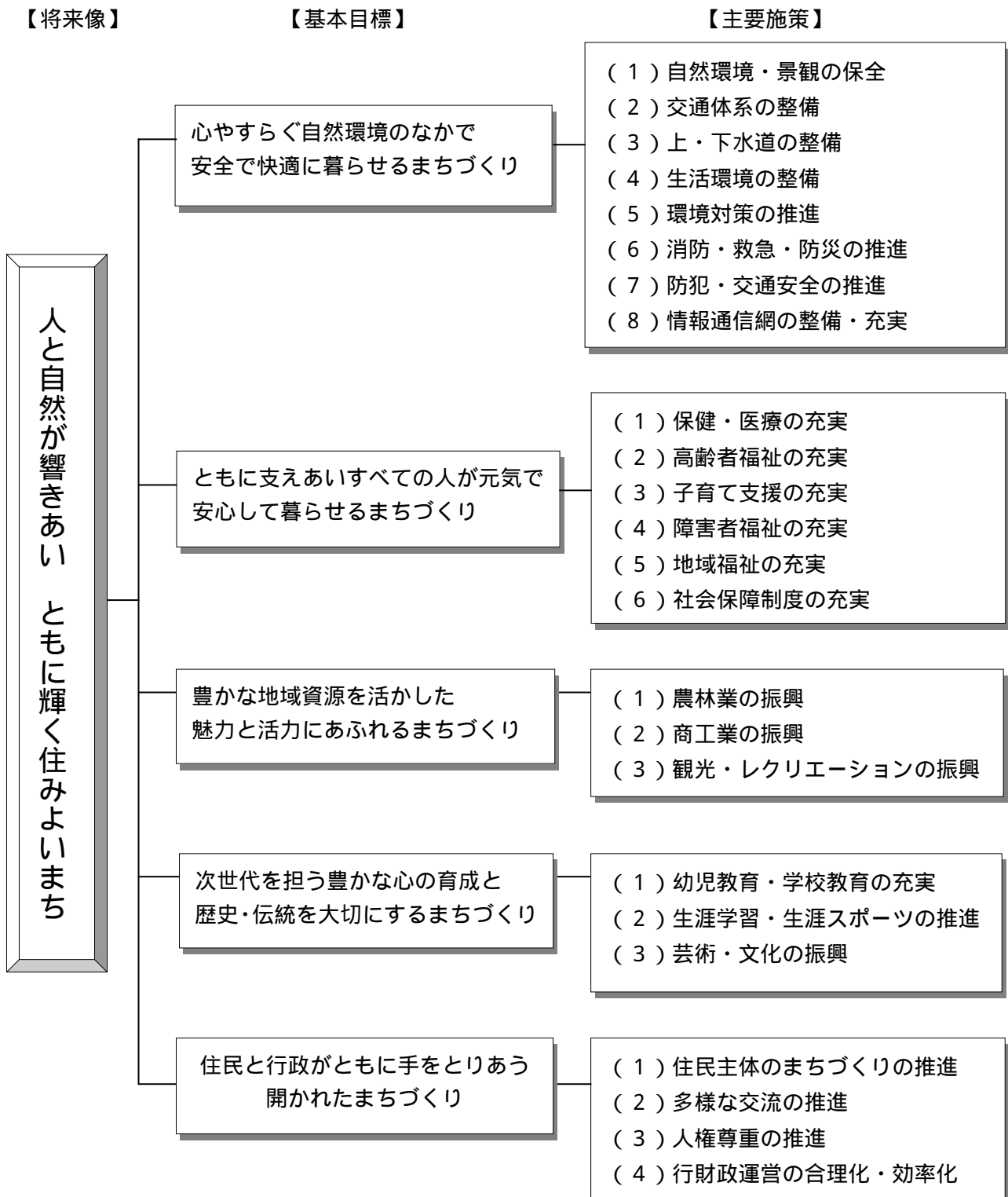


新町の主要施策・主要事業

将来像の実現のために，その基本的な施策体系を次のとおり構成し，総合的，計画的に施策の展開を図ります。



1 心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり

(1) 自然環境・景観の保全

緑に包まれた豊かな自然環境を後世にわたって保全し、まちづくりに活用していくために、居住環境と自然環境の調和する計画的な土地利用を推進します。

また、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場など多様な場において、環境教育や環境美化運動を積極的に実施することにより、住民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、地域特性に即した環境保全対策の取り組みを推進します。

さらに、「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」という3つの観光拠点を活用し、子供たちを中心にした自然学習機会の拡大を図ります。

景観の保全・形成については、新町において景観誘導を図るための新たな指針を策定し、新町らしい一体性のある良好な町並みづくりとふるさとの味わいを残す魅力ある景観の保全・形成に努めます。

そのため、住民参加による全町的な花いっぱい運動や緑化を促進するとともに、訪れる人たちに癒しの効果をもたらす町のシンボリック樹木のスダジイ()など、恵まれた景観の保全に取り組みます。

また、新町では藤井川や大谷原川などの河川があることから、親水性に配慮した護岸整備などに取り組み、水中生物の生息空間を壊さないような生態系を考えた河川整備を推進します。

スダジイ：ブナ科シイノキ属の巨木

(2) 交通体系の整備

域内の幹線道路については、新町の一体性を確保するとともに、近隣の地域との広域的な道路ネットワークの拡充を図るため、新町の幹線道路である国・県道のバイパスや拡幅の整備を促進するとともに、国・県道を補完する幹線町道の改築などの整備を計画的に推進します。

住民生活に身近で重要な役割を持つ生活道路については、円滑な利用と住民の安全の確保、幹線道路へのアクセス向上を図るため、地域住民の理解と協力

のもと改築などの整備を計画的に進めます。

また、通勤・通学、防災上の利便性を考慮した歩道の設置や段差解消、排水施設の整備など安全で人にやさしい道路整備を推進します。

地域の重要な交通手段であるバス路線網については、現状の路線バスの維持を基本に、既存の福祉バスや新町の主要施設等を巡回するコミュニティバスなどを含めた交通機関の確保について検討を行い、住民交流の促進を図る交通体制の整備を進めます。

(3) 上・下水道の整備

上水道・簡易水道については、早期に未給水地区の解消を図るとともに、長期的な視野に立って水源の確保と給水体制の充実を図るため、施設の拡張・更新や各水道事業の統合整備等を推進し、いつでもどこでも清浄で安心できる良質な水道水の安定供給に努めます。

特に、徳蔵地区などについては、水源の確保と給水供給が大きな課題となっており、水源調査の結果や施設整備の効率化を検討し、早急な給水供給体制の整備を図ります。

下水道については、生活様式が高度化・多様化する中、豊かな環境の中で住民が快適な生活が送れるよう、生活排水の処理対策を積極的に推進します。

そのため、地域特性に合わせ、計画的かつ効果的に公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を推進します。

また、公共下水道などの計画区域外の地域については、合併処理浄化槽設置補助事業を推進し、生活排水の浄化に努め、公共用水域の水質保全を図ります。

(4) 生活環境の整備

新町の都市機能の強化と調和のとれたまちづくりを進めるため、都市計画区域内については、都市計画に関する基本的な方針に基づき土地区画整理事業など面整備を図るとともに、都市計画道路等の整備を促進し、良好な居住環境を備えた市街地の形成に努めます。

また、人にやさしいまちづくりを推進し、公共公益施設は、玄関の段差にス

ロープを付けるなど可能な限り，バリアフリー(1)やユニバーサルデザイン(2)の普及に努めていきます。

さらに，良好な定住環境づくりに向けて，計画的な公営住宅の整備・改修や宅地分譲を推進するとともに，公園やポケットパーク（小公園）などの整備を図ることにより，良好な景観を備えた地域環境の場の提供や，災害時の非難場所の確保など，良質な生活環境の形成に努めます。

火葬業務については，1町2村とも異なる枠組みの広域連携により事業を実施していますが，負担の公平性に配慮し，引き続き現行を維持します。

- 1 バリアフリー：高齢者や障害者の行動・生活上の障害を取り除いた環境のこと。
- 2 ユニバーサルデザイン：すべての人が使いやすいデザインのこと。バリアフリーが障害を除去するという考えであるのに対し，より広い概念として用いる。

(5) 環境対策の推進

循環型社会の一端を担う環境にやさしいまちづくりをめざし，環境問題に適切に対応した，良好な環境を次の世代に引き継いでいくため，新町において環境基本計画を策定し，環境への負荷の少ない社会の構築，住民総参加による行動，地球環境保全の推進を図ります。

また，今日の環境問題の解決には，社会を構成する全ての主体がそれぞれの日常的な活動と環境との関係を認識することが重要であることから，住民，民間団体，事業者，町との協力・連携のもとに環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに，大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから資源循環型のシステムへと転換を図るため，グリーン購入()やリデュース（ゴミの減量），リユース（再利用），リサイクル（再生使用）を推進し，環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会を構築します。

ごみ処理業務については，引き続き城北地方広域事務組合により現状を維持していきます。

不法投棄や野外焼却の防止については，ボランティアU・D.(不法投棄)監視員の協力や警察等関係機関と連携して監視体制を一層充実させるとともに，住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行なうなど，不法投

棄等の防止対策を推進します。

グリーン購入：商品購入の上で、環境に配慮した商品（リサイクルされている製品等）を買うこと。

（６） 消防・救急・防災の推進

常備消防と救急業務については、常北町と桂村は水戸市へ、七会村は笠間地方広域事務組合への委託処理を行ってきましたが、合併に伴い住民サービスの低下を招かないように当面は連携の維持に努めます。

さらに将来的には、新町における安全と安心をより一層確保できるよう、消防基点の設置を含めた業務委託の一元化を進めます。

非常備消防については、消防団組織を再編し、効率的な体制を整備するとともに、消防水利などの施設や車両の充実に努めます。

防災については、直下型地震や風水害、原子力事故などに備え、新町で職員の出動体制や住民の自主防災のあり方を定めた地域防災計画を策定します。

また、民間事業者や近隣市町村との応援協力体制の整備を進めるとともに、住民に対し必要な情報が迅速かつ効果的に伝達できるよう防災無線などの情報連絡体制を整備します。

さらに、那珂川や藤井川などについては、国・県と連携した治山・治水対策などの防災基盤の整備を図り、災害に強い安全なまちづくりをめざします。

（７） 防犯・交通安全の推進

防犯については、近年の犯罪状況を踏まえ、防犯灯や街路灯の整備を進めるとともに、警察などの関係機関や住民相互の連携のもと、地域ぐるみでの防犯体制の充実や防犯意識の啓発に努めます。

また、当地域は県内でも交通事故の少ない地域ですが、自動車交通への依存が高まる中、関係団体と連携を図りながら、街頭啓発、交通安全教室の開催などを通じ、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道の整備やガードレール、カーブミラーの設置など交通安全施設の整備に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(8) 情報通信網の整備・充実

急速に進む情報化社会の中で，すべての住民がその恩恵を受けられる環境を整えることは重要です。そのため，国・県や民間企業による高度情報基盤を積極的に誘致しながら，地域内外の情報格差の解消を図り，産業面や生活面での住民の利便性の向上につなげます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
自然環境・景観の保全	花いっぱい運動の推進 新道川整備事業
交通体系の整備	幹線道路整備事業 生活道路整備事業 コミュニティバスの整備 民間バス路線の確保
上・下水道の整備	水道整備・拡張事業 簡易水道整備事業（徳蔵地区等） 水道配水緊急連絡管整備事業 公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水道整備事業 農業集落排水整備事業 合併処理浄化槽設置補助事業
生活環境の整備	都市計画道路整備事業 徳蔵地区宅地分譲事業 下坏・徳蔵地区公営住宅整備事業
環境対策の推進	環境基本計画の策定 環境クリーン作戦事業 不法投棄対策事業
消防・救急・防災の推進	皇都川整備事業 地域防災計画の策定 消防体制一元化推進事業 消防施設整備事業 （防火水槽設置，消防車両整備等）
防犯・交通安全の推進	防犯灯の整備 交通安全の啓発 交通安全教育の推進 交通安全施設整備事業

<p>情報通信網の整備・充実</p>	<p>情報インフラ整備事業 地域イントラネット整備事業 〔 公共施設などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備 〕 移動通信用鉄塔施設整備事業 〔 携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差を是正することにより、地域住民の利便の向上や社会経済活動の活性化を図る 〕</p>
--------------------	--

【県事業】

<p>施策名</p>	<p>主要事業</p>
<p>自然環境・景観の保全</p>	<p>藤井川水辺の楽校整備事業 〔 ワンドや緩傾斜護岸の整備により、子どもたちが自然と出会える安全な水辺をつくる 〕</p>
<p>交通体系の整備</p>	<p>国道 123 号整備事業 主要地方道笠間緒川線整備事業 一般県道錫高野石塚線整備事業 一般県道阿波山徳蔵線整備事業 一般県道常北那珂線整備事業 一般県道鶏足山線整備事業 一般県道鶏足山片庭線整備事業</p>
<p>消防・救急・防災の推進</p>	<p>一級河川藤井川改修事業 一級河川大谷原川整備事業</p>

2 ともに支えあいすべての人が元気で安心して暮らせるまちづくり

(1) 保健・医療の充実

保健事業については、生活習慣病予防や介護予防の重要性が高まるなか、誰もが、主体的に行える健康づくりを推進するため、各種検診や健康相談、予防接種などを通じた母子保健や成人・老人保健の充実に加え、生涯学習等のあらゆる機会をとらえ住民の健康づくりに重点的に取り組みます。

特に、身近な地域で自主的に活動できる介護予防や痴呆予防の取り組みを推進するとともに、住民の健康管理に関わる目標を設定し、目標達成をめざした具体的な取り組みを指導・支援するとともに、気軽に楽しみながらスポーツを継続するまちづくりをめざし、身近なところでできるスポーツの導入により、住民の自主的な健康づくり活動を促進していきます。

また、保健事業の活動拠点となる保健センターについては、桂村の地域については未整備であることから、保健事業の充実と住民の利便性の向上を図るため、整備を進めます。

医療については、桂村と七会村の各地域において国保診療所が、日常的な地域医療を担っていることから、引き続き身近なところで医療や相談に対応できる機能を維持するとともに、常北町の民間医療機関と連携しながら地域に密着した医療体制の充実を図ります。

さらに、医師会や近隣地域の総合病院などとの医療連携システムを構築するなど、初期医療から緊急医療に至るまでの医療体制の確立に努めます。

(2) 高齢者福祉の充実

地域住民の高齢化が進む中、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりを進める必要があります。

そのため、介護サービス基盤の一層の充実や、サービスの質の向上を図るとともに、在宅介護支援センターの機能を強化しながら、介護保険サービスと在宅福祉サービスの総合的なコーディネートに基づき、生活や健康状態に応じたきめ細かいサービスの提供に努めていきます。

また、一人暮らしの高齢者などが安心して暮らせるように配食サービスや緊

急通報サービスの充実に努めます。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進については、高齢者クラブ活動の支援や、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションを通じた交流機会の創出に努めるとともに、シルバー人材センターの充実に図り高齢者の就労機会の拡充に努めます。

(3) 子育て支援の充実

少子化が進み核家族化や共働き世帯が増える中、次世代を担う子供を、安心して生み、育てられる環境づくりを進める必要があります。

そのため、妊産婦の健診や乳幼児の各種疾病の予防、早期発見・治療、子育てに悩みを持つ親に対する育児支援などの母子保健事業との連携を図ります。

保育事業については、延長保育や乳児保育など、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育サービスの充実に努めるとともに、地域に子育て支援センターなどの拠点を整備し、子育てに関する相談・情報提供・交流活動の充実に努めます。

また、児童の健全な育成を図るために放課後児童対策や、既存の施設を活用した安全な遊び場の確保に努めます。

こうした取り組みが効率的・効果的に推進できるよう、地域にある既存の施設や人的資源（ボランティア・シルバー人材）の活用を図り、全町をあげてすべての親子に支援できるような体制の整備を進めます。

(4) 障害者福祉の充実

障害者が地域の一員として障害のない人と同様に生活できる地域づくりが求められています。

そのため、障害者の支援費制度の整備・充実に努めながら、多様なサービスの提供と利用の促進に努めます。

また、ボランティア活動の育成に努めるとともに、就学・就労機会の充実や福祉作業所における活動を支援するなど、自立と社会参加に向けた取り組みを推進します。

(5) 地域福祉の充実

少子高齢化や核家族化など社会環境が変化する一方，福祉に対する住民のニーズが多様化しており，すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるためには，住民が主体となった福祉施策を展開する必要があります。

そのため，地域福祉の主導的役割を担う社会福祉協議会の充実を図るとともに，民間福祉団体やボランティアとの連携を図り，地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

また，福祉に関する情報提供や各種講座の充実に努め，福祉に対する住民意識の高揚を図るとともに，住民ボランティアの支援・育成に努めます。

(6) 社会保障制度の充実

国民健康保険制度，老人保健制度，介護保険制度などの社会保障制度については，制度の周知を促進し，保険税(料)の適正な賦課や，収納率の向上及び，医療費などの適正化を図るとともに，基盤を充実させ安定した運営に努めます。

【新町の主要事業】

施 策 名	主 要 事 業
保健・医療の充実	母子保健事業 （親と乳幼児の健康の保持増進，育児支援等） 老人保健事業 （検診事業・健康相談等） 予防接種事業 地域医療体制整備事業 （診療所等の施設の充実） 保健センター整備事業
高齢者福祉の充実	介護予防・生活支援事業 （高齢者の介護予防・支援等） 在宅介護支援センターの充実 老人福祉センターの充実
子育て支援の充実	保育所運営事業 （0歳児保育，延長保育等） 児童福祉事業 （児童手当支給等） 放課後児童健全育成事業 〔 昼間保護者のいない家庭の小学校1～3年児童を対象とした，遊びを主とした指導育成等 〕 医療福祉費給付事業
障害者福祉の充実	身体障害者（児）福祉事業 （支援費・更正医療費の支給，補装具・日常生活用具給付等） 障害者ワークス運営事業 （福祉作業所運営等）
地域福祉の充実	地域ケアシステム推進事業 （要援護者等の支援等） 地域福祉計画の策定
社会保障制度の充実	国民健康保険制度の充実 老人保健制度の充実 介護保険制度の充実

3 豊かな地域資源を活かした魅力と活力にあふれるまちづくり

(1) 農林業の振興

新町の基幹産業である農業を活性化させるため、農業団体との連携のもと、野菜、花卉、果樹、茶、畜産等の生産性拡大や品質向上、生産コストの縮減などの生産改革を促進します。

また、トレイサビリティ(生産履歴)など食の安全がますます重要になる中、アイガモ農法による無農薬米の栽培や特別栽培農産物認証制度、エコファーマー(1)制度の導入を促進し消費者ニーズに合わせた栽培の普及に努めるとともに、農産物のブランド化や特産品の生産体制の充実に努めます。

さらに、道の駅・物産センターの施設の充実に図り、新鮮・安全・安心な農産物を地域内で流通させる仕組みを確立するとともに、イベントを活用した販売等によりPRを行い特産品の産地化を図ります。

農業生産基盤については、ほ場や農道、用排水路等の整備に努めるとともに、農地の荒廃を防止し、保全を図るため、優良農地の保全や農地の利用集積を進めます。

農業の担い手については、高齢化が進む中で、意欲をもって農業に取り組む担い手を確保することが重要であり、認定農業者の育成や新規就農者への支援に努めます。

林業については、森林が、国土保全、治山・治水、自然環境の保護、保養レクリエーションなど、他に代用できない多面的機能を持つことを再認識し、林道網などの整備、造林・保育、間伐事業を推進するとともに、きのご類等の特用林産物の生産の振興を図ります。これらの林業支援措置として、森林整備地域活動支援交付金制度に取り組みます。

こうした取り組みのほか、県都水戸市や常磐道水戸ICに近接している環境を活かし、グリーンツーリズム(2)施策や民間農園を活用した体験農業、農地のオーナー制度等を検討し、農林業の振興と地域の活性化を図ります。

- 1 エコファーマー：「土づくり・減化学肥料・減農薬」という環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に一体的に取り組む農家
- 2 グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を通じ都市住民の農林漁業への理解と農山漁村地域の振興を図ろうとするもの。

(2) 商工業の振興

商業については、住民の利便性の維持・向上や地域経済の活性化を図るため、商業環境の整備が必要です。

そのため、商工会との連携のもと、商業経営者に対する各種の経営指導、人材育成の機会の充実等により、意識啓発や経営の近代化、サービスの向上を促進するとともに、各種融資制度の利用促進による経営支援を図ります。

また、商店街組織の育成・強化に取り組むとともに、新町の各地域から商店街に人が集まる方策を検討し既存商店街の活性化を図ります。

さらに、道の駅・物産センターでのイベントを活用した物産販売等により、特産品のPRを行い、当地域ならではの商業の育成を図ります。

工業については、商工会と連携し、既存企業に対する高度化・情報化・新分野への進出、環境対策の推進を通じ、経営基盤の強化を促進するとともに、用地の確保や下水道の整備などによる優良企業の誘致に努めます。

また、中小企業支援の中心的役割を担う、商工会の一体化を支援します。

(3) 観光・レクリエーションの振興

新町は、県都水戸市や常磐道水戸ICに近接している一方で、緑と水辺に囲まれた豊かな自然や里山の農村環境に恵まれた環境を有しています。また、民間の果樹園やゴルフ場が数多く存在し、3つのレクリエーション施設（ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷）や、温泉施設「ホロルの湯」、道の駅かつらや2つの物産センター（常北町、七会村「山桜」）の施設が整備されています。

合併を機に地域のイメージアップを図りながら、こうした環境や施設の魅力を活かした体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりを総合的に推進します。

そのために、住民の協力を得ながら農作業や工芸、料理などの体験メニューを増やすとともに、特産品の開発や直売所等の充実、3つのレクリエーション施設を活用した全町的な観光イベントの開催を図ります。

また、御前山県立自然公園及び那珂川周辺の自然環境の保全や遊歩道の整備に努めるとともに、歴史・文化的資源を含めた景勝地の指定や案内板の設置を進め、町おこしの起点となる観光ネットワークづくりを進めます。

さらには、こうした魅力を他の地域に知ってもらうため、各種の観光PRや

インターネットなどの新たな媒体による情報発信に努めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
農林業の振興	<p>農業基盤整備事業 （区画整理，農道，用排水路等の整備）</p> <p>水田農業構造改革対策 （生産調整の推進）</p> <p>後継者対策事業</p> <p>経営活性化事業 （いばらき農業元気アッププランの推進等）</p> <p>グリーンツーリズム施策の推進 （畑のオーナー制度等）</p> <p>中山間地域等直接支払制度 〔中山間地域等に対して，担い手の育成，農業生産の維持・確保するための支援〕</p> <p>森林整備地域活動支援交付金制度 〔森林の現況調査，施業実施区域の明確化作業，作業道補修や刈り払い等の地域活動に対する支援〕</p> <p>生産振興総合対策事業 〔特色ある商品の開発，低コスト・高品質化に必要な新技術・新品種の導入等のための協議会の開催，施設・機械の整備及び畜産振興対策の実施〕</p> <p>産業祭の開催</p>
商工業の振興	<p>商工業の振興・中小企業の育成</p> <p>中小企業金融制度</p> <p>企業立地促進事業</p>
観光・レクリエーションの振興	<p>観光施設の管理運営</p> <p>イベント開催</p> <p>観光施設の広報活動 P R （景勝地の指定，案内板の設置等）</p>

【国・県事業】

施策名	主要事業
農林業の振興	<p>国営那珂川沿岸農業水利事業</p> <p>〔 那珂川の沿岸台地上に展開する畑地帯，那珂川の支川流域等に介在する水田地帯の農地に農業用水を安定供給するかんがい施設の整備 〕</p> <p>県営農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業 (常北地区改良工事 延長4.5 km)</p> <p>飯富・岩根・那珂西地区畑地帯総合整備事業 (土地改良区内の基盤整備，幹線農道整備を中心とした事業)</p> <p>北方・高久地区畑地帯総合整備事業 (北方・高久地区の畑地の区画整理，農道整備)</p> <p>ふるさと農道桂地区整備事業 (北方地区，阿波山地区)</p> <p>県営かんがい排水事業(那珂川沿岸地区)</p> <p>〔 御前山村に建設中の御前山ダムの放流水を水戸市飯富の機場から各市町村へ分配する水を受益地内の圃場等へ供給する幹線用水の整備 〕</p> <p>県営かんがい排水事業(排水対策特別型)</p> <p>〔 桂村下坏地区を流れる新堀川の排水路断面の拡幅，柵渠の布設替えを行うことにより，排水条件の向上を図り水田の凡用化を可能にし，水田の高度利用及び転作の定着化を図るための整備 〕</p> <p>中山間地域総合整備事業</p> <p>〔 七会村が有する多面的な機能を活かした農業の確立と地域の活性化を図るため，総合的な農業生産基盤，農村生活環境基盤整備の実施 ・農業生産基盤整備(農業用排水，農道) ・農村生活環境基盤整備(農業集落排水，農村公園整備，活性化施設整備) 〕</p>

4 次世代を担う豊かな心の育成と歴史・伝統を大切にすまちづくり

(1) 幼児教育・学校教育の充実

幼児教育については、少子化の中、子育てを支援する社会づくりが重要となっていることから、地域、家庭と連携した教育の推進と幼稚園の施設整備や保育所との連携等により教育環境の充実を図ります。

また、幼稚園への就学前教育に対する期待が高まっていることから、多年保育による低年齢からの受け入れを検討します。

学校教育については、価値観の多様化による先進的な教育のニーズが高まる中、次代を担う子どもたちの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」を育成することが求められています。

そのため、基礎的学力をつける学習指導の充実はもとより、人権、環境、福祉、情報、郷土、ボランティアなどの今日的なテーマを積極的に採り入れた総合的な学習を推進するとともに、外国人による英語指導や国際交流事業などによる国際理解教育に取り組みます。

また、学校週5日制やいじめ、不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域との連携強化を図り、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めます。

小・中学校の教育関連施設については、老朽・狭隘施設が存在することから安全でゆとりある教育環境が維持できるよう計画的な整備に努めます。

また、地域によっては、近年児童数が減少し、複式学級の学校も見受けられることから、子どもたちが多くの仲間の中で切磋琢磨し成長できるよう、適度な教育環境の確保に努めます。

学校給食については、食の教育や地産地消の視点に立ち、地域で生産される有機米やアイガモ米、野菜などの食材の利用に努めます。

(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

生涯学習・生涯スポーツについては、人生80年時代を迎え、また、社会が複雑化・多様化する中、余暇時間の活用の重要性の高まりやニーズの多様化を踏まえ、住民一人ひとりが、それぞれの年代や生活様式に応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるようなしくみづくりに努めます。

そのため、新町において生涯学習推進大綱を策定し、各種講座・事業のメニュー・質の充実や自主活動団体の育成、人材の育成、相談の充実を図るなど体系的・総合的な事業推進に努めるとともに、各地域の住民の交流を促進します。

また、住民の地域における自主的な活動の活性化を図るとともに、コミュニティセンターや各地域の公民館、トレーニングセンターや運動公園などの生涯学習施設や各種運動施設の整備・充実に努めます。

図書施設については、利用率の高い図書館を中心に、各地域にある図書室との連携を図りながら、図書・資料の充実に努め、利用しやすい学習拠点としての機能の充実を図ります。

また、学習機会や各種講習、施設を住民が利用するに当たっては、必要なときに必要な情報が入手できるよう、広報誌やホームページ等による情報提供の充実に努めます。

(3) 芸術・文化の振興

新町の住民の速やかな一体性を確保し、住民一人ひとりが新町に誇りと愛着が持てるようにするには、各地域で行われている芸術・文化活動や古くから残されている文化財を理解し、それらを伝承していくとともに、新町として文化の薫り高いまちづくりを進めることが重要です。

そのため、新町では学校・家庭・地域の連携・交流を進め、各地域の自然・歴史・伝統・文化に触れることで、関心や理解を深め、人と人とのつながりを大切にする施策を推進します。

芸術・文化については、コミュニティセンターや公民館を活用した多様な事業の展開を図るとともに、住民の自主的・創造的な芸術文化活動について支援を図り、芸術祭や各種の行事を通し、住民各層が広く芸術文化に親しみ、心豊かな生活が送れるような環境を整備します。

新町には、史跡及び遺跡、彫刻、工芸品など有形・無形の文化財が数多く存在します。

そのため、新町文化財保護計画を策定し、計画的に文化財の保護・活用を図るとともに、情報冊子やインターネットなどの各種媒体による情報を発信し、広く住民に理解を求め保存と継承に努めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	小・中学生体験事業 ふるさと発見事業 （図書館や現地での調査，発表会等） 幼稚園，小・中学校施設整備事業 総合的な学習事業 外国人招致事業 （英語指導を行う外国人の招致等） 情報教育事業
生涯学習・生涯スポーツの推進	成人式典の開催 図書館の充実 （図書，DVD，CD，ビデオ等資料の購入等） 各種社会教育事業 （各種講座の開催，学校週5日制対応事業等） 各種社会体育事業 （各種大会の開催，スポーツ教室等） 各種自主団体の育成
芸術・文化の振興	芸術・文化活動団体の育成 芸術祭等の開催 文化財の保存と活用 （文化財保護計画の策定，案内板・説明板の設置等） 伝統芸能の保存と継承

5 住民と行政がともに手を取りあう開かれたまちづくり

(1) 住民主体のまちづくりの推進

地方分権が進展する中で、複雑化・多様化する行政課題を解決し、活力ある地域づくりを進めるには、住民と行政がともに考え、ともに行動する「協働」によるまちづくりを進める必要があり、「自分たちのまちは自分たちがつくる」という自治意識の高揚に努めるとともに、各種施策への住民参画の拡充や地域コミュニティ・自治組織の振興を図ります。

そのため、新町の広報誌やホームページ、インターネットなどの多様な広報媒体を用いて、新町の町政情報を積極的に住民に広報・公開するとともに、行政懇談会やアンケート、電子メールなど、多様な機会をとらえて、住民の声を町政運営に生かすよう広報・広聴活動の充実を図ります。

また、町の区域が広くなることを受けて、町政に対する住民の意見や提言が施策に十分に反映できるよう、区長会等の自治組織の充実を図るとともに、「まちづくり組織」の整備を検討します。

(2) 多様な交流の推進

交通機関の発達や情報化の進展などにより、地域間交流や国際交流が活発になっている中、多様な交流を進めることは、郷土を再認識し愛着を育てるとともに、地域の文化・産業など地域振興を図るうえで重要です。

そのため、これまで1町2村で実施してきた国際間や地域間の、「人」や「物」及び「情報」の交流活動を新町全体で一層充実します。

また、合併を機に地域住民が早期に新町としての一体性を確保できるよう、全町的なイベントなどへの積極的な参加に配慮するとともに、各地域に設置された余暇活用施設等の機能を活用し、各地域の交流、世代間の交流、さらに他地域との交流を積極的に推進します。

さらに、NPO（民間非営利団体）、ボランティア団体など、住民活動の展開を促進するとともに、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めます。

また、新町の地域住民の交流促進と地域活性化を図るため地域振興基金を設置します。

(3) 人権尊重の推進

家庭，職場，地域等において，女性，子ども，高齢者，障害者，外国人などに対する人権問題が大きな社会問題となっている中，住民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を深め，互いに尊重し合うことが重要です。

そのため，関係機関等との連携のもと，国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき，学校教育や社会教育において人権教育に取り組むとともに，人権教育を効果的に進めるための指導者の育成を推進します。

また，あらゆる機会を捉え啓発活動を推進することにより，人権問題に対する正しい理解と人権意識の向上を図ります。

(4) 行財政運営の合理化・効率化

新町の行政運営に当たっては，地方分権の進展や住民ニーズの高度化・多様化に対応するため，各種施策の総合的な推進や合併に伴う各種事業の一元化を図る必要があり，政策形成や調整機能を強化するとともに，政策評価制度の導入や行政改革大綱を作成するなど事務事業の見直しを進めます。

また，新町の行政組織を絶えず見直すとともに職員配置・定数の適正化を図る一方，住民サービスに直接関わる部門においては専門職の配置を進め，住民サービスの充実に努めます。

その際，地域によって行政サービス水準に格差が生じないように，各支所における住民窓口の確保を基本に，本庁舎と支所のネットワーク整備や行政の情報化，公共施設の整備等を進め，きめの細かい行政の運営に努めるとともに，地区ごとの個性を最大限に生かしたまちづくり施策の展開を図ります。

また，財政運営に当たっては，交付税や国庫補助負担金，税財源のあり方が三位一体で見直されるなか，地方交付税などの削減により，今後，より一層厳しい状況が想定されます。

このため，中長期的な財政計画のもと，施策の重要度や費用対効果といった視点のもと財源の重点配分を図るとともに，自主財源の確保に努め，合理的・効率的な財政運営に努めます。

さらに，こうした行財政の運営を適正に管理・推進するため，新町総合計画を策定し，計画的・総合的な行財政の運営に努めます。

【新町の主要事業】

施策名	主要事業
住民主体のまちづくりの推進	コミュニティ育成事業 広報・公聴体制の充実 まちづくり組織整備の検討
多様な交流の推進	地域間交流促進事業 NPO・ボランティア育成事業 地域振興基金の設置
人権尊重の推進	人権意識の啓発 (リーフレット作成, 講演会の開催等) 人権教育の推進 (人権教室の開催等) 指導者の育成 人権相談活動の支援
行財政運営の合理化・効率化	行政改革の推進 電算化事業 (戸籍, マッピングシステム等) 新町総合計画策定